

# 歳末たすけあい募金見舞金助成事業のご案内

～あたたかいお正月を迎えていただくために～

今年も12月1日より「歳末たすけあい運動」が始まります。

この運動は「みんなでささえあう あたたかい地域づくり」を目的に新たな年を迎えるときに、袋井市内の支援を必要とする人たちが、地域で安心して暮らしていただくための「ささえあいの運動」です。歳末たすけあい募金の助成を希望される場合は、申請手続きが必要です。

## ◎ 対象となる世帯について（在宅で生活をされている下記に該当する世帯）

※生活保護世帯は除く

■市内在住で世帯全員が住民税非課税であり、次のいずれか1つに該当する世帯（在宅に限る）

- 1 児童扶養手当の全額を受給し、満18歳未満の子どものいる世帯
- 2 就学援助を受けている世帯
- 3 身体障がい児・者のいる世帯（身体障害者手帳1級または2級取得）
- 4 知的障がい児・者のいる世帯（療育手帳AまたはB取得）
- 5 精神障がい者のいる世帯（精神保健福祉手帳1級または2級取得）
- 6 要介護者のいる世帯（要介護4または要介護5の認定）
- 7 その他特別な理由により著しく生活にお困りの世帯



## ◎ 申請書の提出について

- 申請書 ①裏面4ページの申請書を切り取ってのご利用可  
設置場所 ②社会福祉協議会本所（はーとふるプラザ袋井内）  
③社会福祉協議会支所（浅羽支所内）  
④袋井市役所（しあわせ推進課社会福祉係窓口）
- 申請方法 「歳末たすけあい募金見舞金助成申請書」に必要事項を記入の上、世帯非課税の証明ができる「課税証明書（税額欄0）」原本、「健康保険限度額適用・標準負担額減額認定証（区分才）または「介護保険負担限度額認定証」のいずれかの写し、上記1～6を証明する書類の写しを添付してください。
- 提出方法 ①袋井市社会福祉協議会窓口へ直接持参（土日・祝日は除く）  
②民生委員・児童委員を通じて提出  
③郵送（郵送先：袋井市社会福祉協議会）
- 受付期限 令和3年10月1日（金）～令和3年11月5日（金）必着  
（窓口へ提出の場合は午後5時15分まで）
- 助成方法 配分決定世帯には、12月下旬頃に担当地区民生委員・児童委員が直接お届けします。  
※直接申請をされた方についても民生委員・児童委員がお届けします。
- 助成金額 募金実績と配分世帯数により決定されます。

## ◎ その他

- 申請書に記載された個人情報、本事業の目的以外には使用いたしません。
- 締切日を過ぎての申請はできませんのでご注意ください。
- 申請後に住所や世帯状況が変わった場合は、速やかに申請先へご連絡ください。

問合せ・申請先

社会福祉法人袋井市社会福祉協議会（はーとふるプラザ袋井内）

〒437-0061 袋井市久能2515-1

電話：0538-42-7914

FAX：0538-43-6305